

調理師科学則細則

(履修方法)

- (1) 授業科目及び授業時間数は別表のとおりとする。
- (2) 調理師科で開設する授業科目は、必修科目及び選択必修科目、その他の科目とし、修業年限に分けて履修させるものとする。
- (3) 調理師科においては、学生に対して、別表に規定する教科科目及び授業時間数以外の教科科目を選択して履修させることができるものとする。
- (4) 授業時間数は2時間授業を1コマとし、1コマ90分とする。但し、実習・演習の時間数は2時間授業の1コマ90分又は、3時間授業の1コマ135分授業とする。

(授業科目修了の認定)

- (1) 科目履修認定試験を受ける者は、授業料その他の学費を納めていること。但し、やむを得ない事情により学校が延納を認めている場合はこの限りでない。
- (2) 原則として、該当科目的履修時間5分の4以上の出席時数をもって科目履修認定試験を受ける資格を与える。但し、集中講義や授業回数が15回未満の科目については判定会議による。
- (3) 科目履修認定試験は、学科試験、授業・実習態度、及び与えられた課題の合格をもつてとする。
- (4) 当該科目的合格点は、60点以上とする。但し、試験形態などを考慮し、当該科目的担当教官の指示があった場合、この限りではない。
- (5) 成績の評価は、90点以上を「秀」、80点-89点を「優」、70-79点を「良」、60-69点を「可」、59点以下を「不可」とし、「不可」は不合格と判定する。
- (6) 前項の5段階評価をもとにG P（グレート・ポイント）を付与して、G Pの平均値（グレート・ポイント・アベレージ（以下「G P A」という。））を算出し、学習到達度の指標の一つとし、教育内容等の改善のための組織的な研修、履修指導、学習支援等に活用するものとする。
- (7) 各科目的G Pの値及びG P Aの算出方法は、別表のとおりとする。但し、成績評価を行うときのみ、授業時間数30時間を1単位とし、読み替えて、算出する。
- (8) 学科試験、及び実技試験の不合格者には、期日を定め、再試験を実施する。
- (9) 病気その他正当と認められる理由により試験を受験できなかった科目については、追試験によって科目履修の認定を受けることが出来る。この追試験の実点の8割をもって、試験の点数とする。
- (10) 上記の追再試験は、何れも学校の指定した時に実施し、受験しようとする者は、原則として、1科目ごとに試験料壱千円を納入しなければならない。

(既修得履修認定)

免許取得資格及び卒業に必要な本校規定の教科において、本人の申請に基づき既習の学習内容を評価し、本校の授業科目に相当するものと認められる者に対しては240時間以内（調理実習を除く）を超えない範囲で本校における授業科目の履修とみなすことができる。但し、修業年限は短縮できない。

本項については、判定会議の議を経て校長が決定する。

(編入学の要件)

他調理師養成校において、本校調理師科2年コース、調理師科夜間コースの1年次に取得すべき履修時間に相当する履修時間を全て取得済または、一部を何らかの形で振替可能または補講等で補填できる場合には、面接等の評価ののち、2年次へ編入できるものとする。本項については、判定会議の議を経て校長が決定する。

(進級及び卒業要件)

- (1) 進級の認定は、学科試験、実習試験、出席状況により行う。
- (2) 調理師科2年コースの卒業の認定は、2年以上在学し、必修科目、選択必修科目をすべて履修し、1600時間以上修得しなければならない。
調理師科1年コース及び夜間コースの卒業の認定は、1年並びに2年以上在学し、必修科目をすべて履修し、960時間以上修得しなければならない。
但し、履修時間に満たない者は、不足時間に該当する補習を行わなければならない。
補習に関しては、本校の定める補習料を納入しなければならない。
- (3) 上記の補習は講義・演習において履修時間の3分の2以上の出席時間、また、実習においては履修時間の5分の4以上の出席時間を満たす者を対象とする。但し、集中講義や授業回数が15回未満の科目については判定会議による。なお、補習を行う科目に関しては、別紙に規定されている必修科目、選択必修科目の3分の2までとする。いずれの補習も学校の指定した時に実施する。
- (4) 上記の補習料は、原則として、1科目ごとに、1コマ五千円（90分授業）、又は1コマ七千五百円（135分授業）を納入しなければならない。なお、実習の補習については、別途1コマにつき材料費壱千円とする。但し、年度を超えたものに関しては、本校の定める在籍料を納入しなければならない。
- (5) 進級及び卒業の認定は、判定会議の議を経て校長が認定する。

(判定会議)

各項における判定会議は、次のとおりとする。

- (1) 判定会議は、次に掲げる者をもって組織する。
 1. 校長
 2. 学科長
 3. クラス担任
 4. その他、校長が必要と認める者
- (2) 判定会議は、校長が招集する。

別表 授業科目修了の認定（7）関係

項目	評価	評語	評語 (G P)	G Pの値
成績評価	90点以上	秀	A	4点
	80点以上90点未満	優	B	3点
	70点以上80点未満	良	C	2点
	60点以上70点未満	可	D	1点
	60点未満	不可	F	0点
履修認定科目の成績評価	認定した場合	認定	P	—

1) G P Aの算出（学期・年間・通算）

$$G P A = (4 \times nA + 3 \times nB + 2 \times nC + 1 \times nD + 0 \times nF) / (nA + nB + nC + nD + nF)$$

2) nA、nB、nC、nD、nFは、それぞれ当該期間に履修した科目のA、B、C、D、Fに対応する総単位数とする。

3) 履修認定の科目、各コースが別途指定する科目は、G P Aの算出対象外とする。

4) 不合格の科目を再履修して合格点を取得した場合および再履修の結果、再び不合格の場合、それぞれ再履修前の評価については、総G P Aには算入しない。

5) 履修辞退した科目の場合は、G P Aの算出対象外とする。

附則1 この細則は、平成20年4月1日から施行する。

附則2 この細則は、平成23年4月1日から施行する。

附則3 この細則は、平成26年4月1日から施行する。

附則4 この細則は、平成27年4月1日から施行する。

附則5 この細則は、平成28年4月1日から施行する。

附則6 この細則は、平成30年4月1日から施行する。

附則7 この細則は、令和3年4月1日から施行する。